

## 集中改革プラン取組み項目の平成 19 年度未実施項目の平成 20 年度取組み方針

NO	取組み項目
3	貸借対照表等財務諸表の整備
8	出先機関の通勤車両駐車料金の徴収
11	特別会計への繰出基準の設定及び健全化計画の策定
22	庁舎清掃業務の見直し
26	施設土地借上料の見直し
28	行政評価システムの構築
31	契約事務の改善
41	ごみ収集業務の民間委託
45	職種間異動の推進
57	アルバイト賃金の見直し
58	職員提案制度(事務改善提案制度)の見直し
69	公共施設予約システムの導入
78	水道料金の改定

## 集中改革プラン取組み項目の平成 19 年度実施できていない項目の平成 20 年度取組み方針

【項目名】【 3 貸借対照表等財務諸表の整備 】

課名( 財政課 )

平成 20 年度取組み方針：総務省の指針に基づき、貸借対照表、行政コスト計算書などの財務諸表 4 表を整備することとなっており、本年度中に着手予定である。(財務諸表 4 表 = 貸借対照表・行政コスト計算書・資金収支計算書・純資産変動計算書)

現状：財務諸表 4 表の整備については、単に作成し公表するだけでなく、本市の財政状況を明確に把握するため、他の団体と比較可能なものを作成することが重要であり、統一的な基準に従って作成する必要がある。

これまで、「基準モデル」と「総務省改訂モデル」の二つのモデルが示されているが、平成 19 年度は、他市の動向等の情報収集に努め、どのモデルによるべきかの見極めを行った。

その結果、府内市町村の主流となっている「総務省改訂モデル」を選択することとし、本年度は、「総務省改訂モデル」による財務諸表作成のための電算システムの整備と基礎的なデータの整備を行う。

今後、本市全部局の協力を得て、財務諸表 4 表の公表(20 年度決算分)の目処を平成 21 年秋としている地方行革指針の日程に合わせ、早急に着手していくものである。

## 集中改革プラン取組み項目の平成 19 年度実施できていない項目の平成 20 年度取組み方針

【項目名】【 8 出先機関の通勤車両駐車料金の徴収 】

課名（ 総務課 ）

各出先機関では、平成 19 年度から通勤車両駐車料金を行政財産目的外使用料として徴収を実施した。

清掃課敷地は、泉南清掃事務組合がごみ焼却にかかる業務を行うことを目的に国・阪南市から借り受けている敷地に存在していることから、通勤車両駐車料金徴収の実施に向けて精査することとした。

その後、敷地の所有関係について確認したところ、通勤用車両の駐車スペースを含む大部分の敷地は、泉南清掃事務組合が阪南市所有地を無償で借り受けていることから、本市が独自に駐車料金を徴収することは困難と考えられる。

このため本市としては、泉南清掃事務組合の構成市として、当該組合の独自財源確保策として、敷地内の通勤車両駐車については、料金を徴収するよう申し入れ行なう。

## 集中改革プラン取組み項目の平成 19 年度実施できていない項目の平成 20 年度取組み方針

【項目名】【 1 1 特別会計への繰出基準の設定及び健全化計画の策定 】

課名( 財政課 )

平成 20 年度取組み方針：下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業、各特別会計への法定外繰出・標準行政水準以上の繰出しのルール化を図り、併せて各特別会計の健全化計画を早急に策定することを検討する。

現状：

下水道事業に対する標準行政水準以上の繰出は、会計所属職員数、事務管理経費の見直しなどにより一定の削減成果を得ている。

しかしながら、法定外繰出の大部分が、汚水整備に係る既発行起債の償還に対するものであり、人口普及率がようやく 50% を超えた現状においては、企業会計としての独立採算性が確保できず、これ以上の削減は困難である。

このため、現時点では、将来の繰出しを抑制する観点から、新規整備事業費を 3 億円以下とする基準を定めたにとどめている。

また、下水道事業経営健全化計画は平成 19 年度に策定済みであり、所轄委員会や市ホームページなどにおいて公表済みである。

平成 20 年度は、下水道事業経営健全化計画の検証を進めていく。

国民健康保険事業に対する標準行政水準以上の繰出は、主に人件費相当分が超過の原因であり、人事組織面等での検討が必要であり、基準設定にはいたっていない。

また、国民健康保険は、平成 19 年度から市独自の国保税の見直しを行っているものの、国保制度自体が脆弱なものであり、本市のみ抜本的な健全化策を講じるのは困難であるため、国民健康保険事業健全化計画の策定にはいたっていない。

介護保険事業に対する標準行政水準以上の繰出は、毎年度の事務管理経費に関する予算削減策により発生していないと考える。

## 集中改革プラン取組み項目の平成 19 年度実施できていない項目の平成 20 年度取組み方針

【項目名】【 22 庁舎清掃業務の見直し 】

課名( 総務課 )

平成 20 年度の庁舎清掃業務の契約に際しては、仕様内容を見直すとともに、3 ヶ年の長期継続契約による入札を実施し、対前年度比 1,594 千円の減額となった。

平成 19 年度 委託料 5,899 千円

平成 20 年度 委託料 4,305 千円

対前年比 1,594 千円減額

## 集中改革プラン取組み項目の平成 19 年度実施できていない項目の平成 20 年度取組み方針

【項目名】【 26 施設土地借上料の見直し 】

課名( 財政課 )

平成 20 年度取組み方針：施設土地借上料の見直しについては、本市として一定の基準を設けているところであり、平成 21 年度の予算編成にあたっては、概ね統一基準により査定する予定である。(教育部を除き、平成 21 年度には統一の設定基準で査定)

現状：

平成 18 年度に設けられた施設土地借上料の統一的な基準をうけて、平成 19 年度予算からの実施に向けた調整を関係各課に周知徹底し、予算査定の基準としてきたが、借上料の見直しにかかる激変緩和措置として、3 年間の猶予期間を設定したため、平成 20 年度当初予算においても、なお統一的な基準である固定資産税評価相当額の 6% 相当分と異なる額で、予算を計上しているところである。

本年度は、平成 20 年度当初予算査定時に関係各課と調整した内容に基づいて、できる限り早期に統一基準で予算が計上できるよう査定する予定である。なお、健康福祉部・都市整備部については、平成 21 年度当初予算において統一基準に基づく査定を実施する予定である。教育部においては、交渉に努めるとのことであるため、平成 21 年度中での交渉妥結をもとめ、猶予期間終了後の 22 年度当初予算では、統一基準での予算計上が可能となるよう、部内で問題点を検討し予算上の調整が図られるよう取組を進める予定である。

## 集中改革プラン取組み項目の平成 19 年度実施できていない項目の平成 20 年度取組み方針

【項目名】【 28 行政評価システムの構築 】

課名( 行財政改革推進室 )

行政評価の取組みは、平成 15 年度の試行評価、平成 16 年度 153 事業、平成 17 年度 195 事業の評価を実施した。一定の事業の見直しにはつながったものの、その際に実施した職員研修(3日間)では、必要性や効果の低い事務事業の見直しにより、財源を必要性・効果の高い事業に重点的に割り振るという行政評価の趣旨が伝わらなかった。

このため、結果として職員には「過大な負担」と「やらされ感」が残るとともに、事務事業の良し悪しの評価にとどまり、政策・施策への貢献度、優先度を全庁的に検討し、優先的に実施する施策及び施策を実現するための手段である事務事業を選択するための道具とはならなかった。

そのため、今後、次期総合計画策定時には、目標を実現するためのマネジメントツールとして、政策に基づく各施策の目的や成果を明らかにするとともに、その目的を達成するための手段である事務事業の関係を明確にし、優先的に実施する施策及び施策を実現する事務事業を選択するための道具として、行政評価を導入する。

行政評価の導入により、限られた財源を効果的に配分し、成果を高め、行政評価システムと連動した総合計画の進行管理、財政、組織等、本市の行財政運営を構築することとする。

## 集中改革プラン取組み項目の平成 19 年度実施できていない項目の平成 20 年度取組み方針

【項目名】【 3 1 契約事務の改善 】

課名 ( 契約検査課 )

契約事務の適正化を進める上では、各契約で齟齬がないように本市における統一的な指針を示す必要がある。

しかし、集中改革プランの取組みを進めるにあたり、契約の適正化を図るために入札制度改革や事務の集約を行ったことによって、平成 19 年度から入札契約事務量が著しく増加し、さらには人員減も重なって、通常業務を優先的に執行せざるを得ないのが現状である。

このため、これまでも事務を執行するにあたっては常に再考を重ねて効率化を図り、限られた人員の中で担当者の事務分担の再検討を行いつつ、事務の執行に努めてきた。

平成 20 年度についても状況は同様である。

### 随意契約ガイドラインの作成

案の作成は終わっている。これらを基に実施に向けた要領やフォロー体制の検討を行う。

### 変更契約に関する基準の作成

資料等の収集は終わっている。これらを基に基準案の作成と関係課との調整を行う。

### 施設管理業務に関する仕様の標準化

業務の仕様書の収集は終わっている。これらを基に関係課と内容の精査・調整会議を行い、仕様書案について検討を行う。

## 集中改革プラン取組み項目の平成 19 年度実施できていない項目の平成 20 年度取組み方針

【項目名】【 4 1 ごみ収集業務の民間委託 】

課名( 清掃課 )

従前は欠員不補充で、アルバイトによる対応を行っていたが、平成 17 年度から N P O 法人に収集業務の一部を委託し、平成 20 年度も N P O 法人に収集業務の一部を委託している。

現時点では、N P O 法人への委託が最適と思われる。

今後の課題として、他の自治体などを調査し検討する。

## 集中改革プラン取組み項目の平成 19 年度実施できていない項目の平成 20 年度取組み方針

【項目名】【 45 職種間異動の推進 】

課名( 人事課 )

平成 17 年度に職種変更試験を実施したが、その後に職種変更を行なった職員から、長期間同じ業務を行なってきた者が、いきなり初めての事務職場に移される精神的負担や試験を受けて職種変更したことに対するメリットがないこと、むしろ係長試験の受験資格については、デメリットとなっていること等の意見があり、関係機関と協議を行ってきた。

その結果、前歴加算 係長試験の受験資格 職種変更前後のフォローの 3 点の課題を整理した上で、職種変更試験を実施することで合意している。

すでに、の係長試験の受験資格については、平成 19 年度係長試験においては、事務職と同様の基準での受験資格を与えており、の職種変更前後のフォローについては、平成 20 年秋までに職種変更試験を行なうことによって、事務職としての各種の事前研修を行い、対応する予定である。

残る課題としては、の前歴加算のみとなっているが、平成 20 年度当初から関係機関と協議を行い、前回の職種変更者に対しメリット・デメリット等の意見聴取を行なった上で、再度協議を行い、職種変更試験の平成 20 年 10 月実施を目指している。

## 集中改革プラン取組み項目の平成 19 年度実施できていない項目の平成 20 年度取組み方針

【項目名】【 57 アルバイト賃金の見直し 】

課名( 人事課 )

アルバイト賃金については、事務事業との相関関係の中で、正職員及び任期付職員の人員数の影響を受けるものであり、正職員及び任期付職員等の人件費と人件費に準じるアルバイト賃金として、総額管理を徹底していくものとする。

なお、アルバイト賃金を含めた人件費総額は、平成 18 年度は前年度と比較して 338,447 千円の減額、平成 19 年度は前年度と比較して 173,278 千円の減額となっている。

( 一般会計分の人員・人件費の推移 )

年度	一般職(退職手当を除く)	嘱託・任期付職員	臨時職員	人件費的経費の総額
H17	571 人 4,763,277 千円	130 人 389,293 千円	180,778 千円	701 人 5,333,348 千円
H18	549 人 4,418,731 千円	126 人 372,704 千円	203,466 千円	675 人 4,994,901 千円
H19	533 人 4,226,923 千円	133 人 400,909 千円	193,791 千円	666 人 4,821,623 千円

## 集中改革プラン取組み項目の平成 19 年度実施できていない項目の平成 20 年度取組み方針

【項目名】【 58 職員提案制度（事務改善提案制度）の見直し 】

課名（ 秘書課 ）

職員提案制度は、職員より多様な提案を受け、事務改善等に資するとともに職員の人材育成についても一定の効果を期待する制度であるが、今年度より再開した「市長と職員の定期懇談」が一定のテーマに即して市長と懇談する中で職員から様々な提案を期待することができ、また、本制度も人材育成を趣旨として実施するものであることから、「市長と職員の定期懇談」にその役割を持たせることが充分可能であると考え。

したがって本年度より「職員提案制度」は「市長と職員の定期懇談制度」に組み入れ、同様の充実した効果を発揮していけるよう整備していく。

## 集中改革プラン取組み項目の平成 19 年度実施できていない項目の平成 20 年度取組み方針

【項目名】【 69 公共施設予約システムの導入 】

課名( 行財政改革推進室 )

平成 21 年 4 月の市民体育館、テニスコート、市民球場の指定管理者制度導入にあわせ、公共施設予約システムの導入を図るため、平成 20 年度実施する指定管理者募集に際して、業務仕様書に「公共施設予約システム導入の業務内容」を明記し、指定管理者の募集を実施している。

## 集中改革プラン取組み項目の平成 19 年度実施できていない項目の平成 20 年度取組み方針

【項目名】【 78 水道料金の改定】

課名( 業務課 )

平成 20 年 3 月に「泉南市水道事業会計 中期経営健全化計画」を泉南市議会（産業建設委員会）に説明ならび泉南市ホームページに掲載し、平成 23 年度末までの計画を示したところである。

その中で、平成 21 年 10 月に水道料金改定を見込んでいるが、水道業務の民間委託の促進を図って一層の企業努力を推進していく。

「No. 46 指導主事の削減」及び「No. 5 2 作業服貸与方法の見直し」の取組み項目については、検討の結果、当面実施困難の結論に至りました。